

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
総則	出張所等	<p>第2 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。</p> <p>① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。</p> <p>(略)</p>	(規定なし)	<p>指定地域密着型サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限り、出張所等(いわゆるサテライト事業所)を設けることができる。</p> <p>なお、出張所等は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること</p> <p>ア 本体事業所と出張所等の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離であること</p> <p>イ 1の本体事業所に係る出張所等の数は2箇所までとすること</p>
	面積の測定方法	(規定なし)	(規定なし)	<p>内法で測定することが望ましいが、整備環境を緩和する観点から壁芯でも可能</p> <p>ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護は、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき壁芯で測定する。</p> <p>なお、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、特別養護老人ホームの基準と同様</p>
	食堂及び機能訓練室から除外する面積	(規定なし)	(規定なし)	<p>地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護における次の面積は、食堂及び機能訓練室の面積から除外しなければならない。</p> <p>ア 棚、靴箱、荷物ロッカー(利用者用を含む)、洗面台、冷蔵庫、電子レンジ及び洗濯機等の機能訓練に資すると想定されない設備が設置されている面積</p> <p>イ 台所周辺の調理に要する面積</p> <p>ウ 当該事業所の他の単位、または他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって当該他の利用者、職員が日常的に通行する動線に係る面積</p>

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方	
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	設備及び備 品等	(設備及び備品等) 第三条の六 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第9条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(国の解釈同様) イ 鍵付きの書庫(市独自)	
	運営規程	(運営規程) 第三条の二十九 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第32条 (同左)		
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)		
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)		
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)		
		四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)		
		五 通常の事業の実施地域	(5) (同左)		
		六 緊急時等における対応方法	(6) (同左)		
		七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法	(7) (同左)		
		八 虐待の防止のための措置に関する事項	(8) (同左)		
	(9) 個人情報の管理の方法 (10) 苦情への対応方法 (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法		利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。		
	九 その他運営に関する重要事項	(12) (同左)			
	記録の整備	(記録の整備) 第三条の四十 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第43条 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。	
夜間対応型 訪問介護	設備及び備 品等	(設備及び備品等) 第八条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第50条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(国の解釈同様) イ 鍵付きの書庫(市独自)	

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		い。		
	運営規程	<p>(運営規程)</p> <p>第十四条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第56条(同左)</p> <p>(1)(同左)</p> <p>(2)(同左)</p> <p>(3)(同左)</p> <p>(4)(同左)</p> <p>(5)(同左)</p> <p>(6)(同左)</p> <p>(7)(同左)</p> <p>(8)(同左)</p> <p>(9) <u>個人情報の管理の方法</u></p> <p>(10) <u>苦情への対応方法</u></p> <p>(11) <u>事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p>(12)(同左)</p>	<p>利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。</p>
	記録の整備	<p>(記録の整備)</p> <p>第十七条</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第59条</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。</p>
地域密着型通所介護	設備及び備品等	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第二十二條 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第60条の5(同左)</p>	<p>必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの</p> <p>ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自)</p> <p>イ 鍵付きの書庫(市独自)</p>

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方	
身体拘束の禁止		(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第二十六条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第 60 条の 9 (同左)		
		一 (略)	(1) (同左)		
		二 (略)	(2) (同左)		
		三 (略)	(3) (同左)		
		四 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(4) (同左)		
			<u>(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u> <u>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	身体的拘束等の禁止の規定は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたもの	
		五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	(7) (同左)		
	六 (略)	(8) (同左)			
運営規程		(運営規程) 第二十九条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第 60 条の 12 (同左)		
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)		
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)		
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)		
		四 指定地域密着型通所介護の利用定員	(4) (同左)		
		五 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	(5) (同左)		
		六 通常の事業の実施地域	(6) (同左)		
		七 サービス利用に当たっての留意事項	(7) (同左)		

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
			(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		八 緊急時等における対応方法	(9) (同左)	
		九 非常災害対策	(10) (同左)	
		十 虐待の防止のための措置に関する事項	(11) (同左)	
			(11) 個人情報の管理の方法 (12) 苦情への対応方法 (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(同上)
	十一 その他運営に関する重要事項	(14) (同左)		
	記録の整備	(記録の整備) 第三十六条 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第 60 条の 19 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
療養通所介護	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第四十条の四 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第 60 条の 26 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	身体拘束の禁止	(指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第四十条の八 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 (略) 二 (略) 三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	(指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第 60 条の 30 (同左) (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左)	

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
			<p>(4) 指定療養通所介護事業者は、<u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、<u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	<p>身体的拘束等の禁止の規定は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたもの</p>
		<p>四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</p>	(6) (同左)	
		五 (略)	(7) (同左)	
	運営規程	<p>(運営規程)</p> <p>第四十条の十二 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 60 条の 34 (同左)</p>	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定療養通所介護の利用定員	(4) (同左)	
		五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	(5) (同左)	
		六 通常の事業の実施地域	(6) (同左)	
		七 サービス利用に当たっての留意事項	(7) (同左)	
			(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	<p>利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。</p>
		八 非常災害対策	(9) (同左)	
		九 虐待の防止のための措置に関する事項	(10) (同左)	

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
			(11) 個人情報の管理の方法 (12) 苦情への対応方法 (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(同上)
		十 その他運営に関する重要事項	(14) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第四十条の十五 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第 60 条の 37 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
認知症対応型通所介護	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第四十四条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第 64 条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	身体拘束の禁止	(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第五十一条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 認知症対応型通所介護従業者(第四十二条第一項又は第四十五条第一項の従業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第 71 条 (同左) (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左)	
			(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等の禁止の規定は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたもの

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		五 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	(7) (同左)	
		六 (略)	(8) (同左)	
	運営規程	(運営規程) 第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第74条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第四十二条第四項又は第四十六条第一項の利用定員をいう。)	(4) (同左) (略)利用定員(第62条第4項又は第66条第1項の(略))	
		五 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	(5) (同左)	
		六 通常の事業の実施地域	(6) (同左)	
		七 サービス利用に当たっての留意事項	(7) (同左)	
			(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		八 緊急時等における対応方法	(9) (同左)	
		九 非常災害対策	(10) (同左)	
		十 虐待の防止のための措置に関する事項	(11) (同左)	
			(12) 個人情報の管理の方法 (13) 苦情への対応方法 (14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(同上)
		十一 その他運営に関する重要事項	(15) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第六十条 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の	(記録の整備) 第80条 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	<u>年間</u> 保存しなければならない。	
小規模多機能型居宅介護	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第六十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第 87 条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	運営規程	(運営規程) 第八十一条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。	(運営規程) 第 101 条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員	(4) (同左)	
		五 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額	(5) (同左)	
		六 通常の事業の実施地域	(6) (同左)	
		七 サービス利用に当たっての留意事項	(7) (同左)	
			<u>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u>	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		八 緊急時等における対応方法	(9) (同左)	
		九 非常災害対策	(10) (同左)	
十 虐待の防止のための措置に関する事項	(11) (同左)			
	<u>(12) 個人情報の管理の方法</u> <u>(13) 苦情への対応方法</u> <u>(14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u>	(同上)		
十一 その他運営に関する重要事項	(15) (同左)			
記録の整備	(記録の整備) 第八十七条 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	(記録の整備) 第 108 条 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存することを義務付けたもの。	

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方	
認知症対応型共同生活介護	設備及び備品等	(設備に関する基準) 第九十三条 2 共同生活住居は、(略)居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。	(設備に関する基準) 第114条 (同左)	必要な設備として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)	
	運営規程	(運営規程) 第一百二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第123条 (同左)		
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)		
		二 従業者の職種、員数及び職務内容	(2) (同左)		
		三 利用定員	(3) (同左)		
		四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)		
		五 入居に当たっての留意事項	(5) (同左)		
			(6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (7) 緊急時等における対応方法		利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		六 非常災害対策	(8) (同左)		
		七 虐待の防止のための措置に関する事項	(9) (同左)		
	(10) 個人情報の管理の方法 (11) 苦情への対応方法 (12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法		(同上)		
	八 その他運営に関する重要事項	(13) (同左)			
	記録の整備	(記録の整備) 第一百七条 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第128条 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。	
地域密着型特定施設入居者生活介護	運営規程	(運営規程) 第二十五条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第146条 (同左)		

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容	(2) (同左)	
		三 入居定員及び居室数	(3) (同左)	
		四 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続	(5) (同左)	
		六 施設の利用に当たっての留意事項	(6) (同左)	
			(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		七 緊急時等における対応方法	(8) (同左)	
		八 非常災害対策	(9) (同左)	
		九 虐待の防止のための措置に関する事項	(10) (同左)	
	(11) 個人情報の管理の方法 (12) 苦情への対応方法 (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	(同上)		
	十 その他運営に関する重要事項	(14) (同左)		
	記録の整備	(記録の整備) 第二十八条 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第149条 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居室定員	(設備) 第三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所	(設備) 第154条 (同左) (1) 居室 ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者のプライバシーの確保に配慮するとともに、個	居室定員については、入所者のプライバシーへの配慮等は欠かせない点、多様な市民の方のニーズに対応した施設整備を行っていく点等を考慮して定められたものである。 ここでいう「入所者のプライバシーの確保に配慮する」とは、壁やふすまのような建具まで要するもの

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方	
看護小規模多機能型居宅介護	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第七十五条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第197条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)	
	運営規程	(運営規程)※百八十二条で八十一条を準用(波線部は読替)	(運営規程)※204条で101条を準用	第101条 (同左)	
		第八十一条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。			
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)		
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)		
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)		
		四 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員	(4) (同左)		
		五 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額	(5) (同左)		
		六 通常の事業の実施地域	(6) (同左)		
		七 サービス利用に当たっての留意事項	(7) (同左)		
			(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続		利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		八 緊急時等における対応方法	(9) (同左)		
	九 非常災害対策	(10) (同左)			
十 虐待の防止のための措置に関する事項	(11) (同左)				
	(12) 個人情報の管理の方法 (13) 苦情への対応方法 (14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法		(同上)		
十一 その他運営に関する重要事項	(15) (同左)				
記録の整備	(記録の整備) 第八十一条 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、	(記録の整備) 第203条 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、		適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供	

02_「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。	に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。